

# 自転車でバス停へ! 「サイクル&バスライド」 (バス利用者用駐輪場)モデル事業

バス停付近に、バス利用者が利用できる自転車駐輪場を整備します。駐輪料金は無料で、登録などの手続きは不要です。

現在バスを利用している方も、今までバス停が遠くバスを利用していなかった方も、バスの利用が便利になります。ぜひご利用ください。

【担当課】 調整課 ☎5654-8397

【実施期間】 **3月1日(木)～平成31年3月31日(日)**

実施期間は1年単位で継続する予定ですが、利用状況により期間中であっても中止する場合があります。

【その他】

- ▶ 原動機付自転車(原付バイク)やオートバイなどは駐車しないでください。
- ▶ バス運行時間外は、駐輪しないでください。
- ▶ バス利用以外での駐輪や場外のはみ出し駐輪は、貼り紙をした上で、撤去・処分します。

## 実施場所



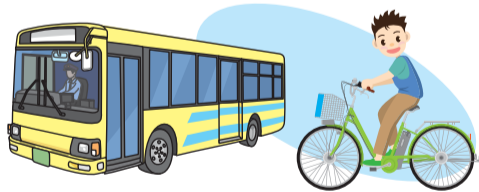
### 亀有新道バス利用者用駐輪場 (白鳥4-12番先)

- ▶ 駐輪台数 12台程度
- ▶ 周辺のバス停
- 亀有新道**
- 京成バス**
- ・新小53(亀有駅～新小岩駅東北広場)
- 京成タウンバス**
- ・小54亀有方面(亀有駅～京成小岩駅)
- ・新小52乙(亀有駅～新小岩駅東北広場)
- 亀有新道入口**
- 都バス**
- ・草39(金町駅～浅草寿町・上野松坂屋)
- 京成タウンバス**
- ・小54京成小岩方面(亀有駅～京成小岩駅)



### 小合上町児童遊園駐輪場 (東水元4-4-7小合上町児童遊園内) 児童遊園利用者との兼用です。

- ▶ 駐輪台数 11台程度
- ▶ 周辺のバス停
- 水元小学校**
- 京成バス**
- ・金61(金町駅～八潮駅南口・戸ヶ崎操車場)



## 訪問型保育をご利用ください

区内在住の0歳から就学前のお子さんが、病気の回復期で保育所などでの集団保育が困難なときや、保護者が傷病や出産などで一時的に保育が必要となったときに、自宅を訪問して保育を行います。

【実施施設】

施設名	担当地域	電話番号
さかえ保育園 (水元3-11-8)	水元、西水元、東水元、南水元、新宿	3608-4597
金町保育園 (東金町3-36-15)	金町、東金町、柴又、高砂(高砂1丁目を除く)、鎌倉、細田(細田2丁目を除く)、奥戸9丁目	3607-0889
こひつじ保育園 (東四つ木3-6-12) (3月31日(土)まで)	上記以外の地域	3694-5439 (3月31日(土)まで)
本田こひつじ保育園 (立石1-4-10) (4月1日(日)から)		070-6460-7085

【利用日時】 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前8時～午後6時

【利用料】

- ▷ お子さんを1人保育する場合 1時間800円
- ▷ 2人目以降 1時間500円

お子さんの食事などは、保護者が用意してください。

【利用方法】

事前に利用登録が必要です。詳しくは、実施施設にお問い合わせください。

【担当課】 子育て支援課

## 熊本地震災害・東日本大震災義援金 温かいご支援ありがとうございます

### 熊本地震災害義援金

12月1日～2月5日に皆さんからお寄せいただいた義援金32,166円を、2月7日に熊本県にお送りしました。

義援金をお寄せいただいた団体は以下のとおりです。

- ▷ 社会福祉法人 葛飾学園

### 東日本大震災義援金

12月1日～1月31日に皆さんからお寄せいただいた義援金74,293円を、2月7日に日本赤十字社にお送りしました。

義援金をお寄せいただいた団体は以下のとおりです(50音順)。

- ▷ 東京聖栄大学 学友会
- ▷ 東京都行政書士会 葛飾支部

### いずれも

引き続き義援金を受け付けています。

【受付方法】 現金のみ

【受付場所】 区民ホール(区役所2階)、総務課(区役所5階504番)、区民事務所、区民サービスコーナー

【担当課】 総務課 ☎5654-8136

この他、多くの皆さんからも温かいご支援をいただいております。ご協力ありがとうございます。

## 消費生活情報

### くらしのめまど

引っ越しの際のトラブルに注意しましょう

春は入学や就職などで新生活を前に引っ越しをする方が多い季節です。

今回は引っ越しに関するトラブルの事例と未然に防止するためのアドバイスを紹介します。

【担当課】 消費生活センター  
 (立石5-27-1 ウイメンズパル内)  
 ☎(5698)2311

### 事例1

インターネットで引っ越し業者を探し、電話で業者に引っ越し内容を伝え、見積もりをもらい契約をした。しかし、引っ越し当日に作業を進めると、見積もり以上に荷物の積み込みや作業が必要になり、見積額より高額な料金になってしまった。

### アドバイス

電話やインターネットの見積もりで引っ越し業者を決め、実際には見積もりよりも高額になってしまったりトラブルが多く発生しています。消費者側の事情による増額は、増額分も支払わなければならない。契約前に訪問での見積もりを複数の業者に依頼し、必要な作業をよく話し合ってから契約しましょう。

なお、引っ越し業者側の都合による見積額の増額は認められていません。

### 事例2

賃貸アパートから荷物搬出時、引っ越し業者が開けたドアのノブが外壁にぶつかった。外壁に傷がついてしまい、家主から外壁修理代を請求された。修理代を引っ越し業者に払ってもらいたい。

### アドバイス

引っ越しによる荷物などの紛失や破損は、引っ越し業者が賠償をするよう標準引越運送約款で定められています。ただし、3カ月以内に通知しない限り、責任は消滅してしまいます。

引っ越し作業中に破損などがあつた場合は、写真を撮ったり、破損した荷物を保管したりするなどして、速やかに引っ越し業者と話し合います。

また、引っ越し当日はトラブルを防ぐため、荷物が運び出された際に、残っている荷物や内装などに傷や破損が無いかわりに引っ越し業者と確認するようにしましょう。

引っ越しの際のトラブルなどのご相談がある場合は消費生活センターへご連絡ください

☎(5698)2311  
 月～金曜日(祝日を除く)午前9時～午後4時30分